

おしらせHOTコーナー

イベント

※費用の掲載が無い場合は、原則無料です。

えだまめ栽培の親子農業体験

日5月10日(土) 午前9時～(小雨決行)
場やしお駅前公園西側農園
※駐車場はありません
対市内在住・在勤で小学生以下を含む親子
内農業者の指導により、親子でえだまめの種まきから収穫までを体験(7月中旬ごろまで)
定20組(申込順)
費1組1,000円(体験料)
申4月7日午前8時30分から、電話または電子メールで都市農業課(☎☎842、✉agri@city.yashio.lg.jp)へ
※電子メールの場合、住所・電話番号・参加者全員の氏名および小学生以下の方の年齢を記載のうえ、送信してください。

フレイルチェック測定会

日5月27日(火) 午後2時～4時
場りらーと八條大ホール
対市内在住の65歳以上の方
内健康状態の確認、筋肉量などの測定およびフレイル予防についての講座
定20人(申込順)
申4月7日から、電話で北部地域包括支援センターやしお寿苑(☎930-5123)へ
問長寿介護課☎☎408



普通救命講習Ⅲ

日5月10日(土) 午前9時～正午
場草加消防署北分署
対八潮市または草加市に在住・在勤・在学の中学生以上
内小児・乳児の救命に必要な応急手当て(心肺蘇生法、AEDの取り扱い、異物除去法など)

定20人(申し込み多数の場合、抽選)
申4月20日までに、申し込みフォームまたは電話で草加消防署北分署(☎944-7301)へ



募集

八潮市まちの景観と空家等対策推進協議会委員

任期 委嘱の日～第2期八潮市まちの景観と空家等対策計画の策定日(おおむね1年間)
対令和7年4月1日現在、市内に1年以上在住している満18歳以上の方で、平日昼間に開催する会議に出席できる方※市議会議員、市職員(常勤)、公募による本市の附属機関の委員を除く
内第2期まちの景観と空家等対策計画の策定に関する事項の調査審議
定4人(書類審査により選考)
報酬 市の規定により支給
申4月30日(必着)までに、応募用紙(住宅・建築課または市

ホームページで入手)を窓口、郵送または電子メールで住宅・建築課(☎☎346、✉juken@city.yashio.lg.jp)へ

八潮市市民活動推進委員会委員

任期 委嘱の日～令和9年3月31日
対令和7年4月1日現在、市内に1年以上在住している満18歳以上の方※市議会議員、市職員(常勤)、公募による本市の附属機関の委員を除く
内市民活動への支援のあり方や協働に関する事項などの調査審議
定5人(書類審査により選考)
報酬 市の規定により支給
申4月18日(必着)までに、応募用紙(市民協働推進課または市ホームページで入手)に必要な事項および「八潮市の市民活動の推進と協働」をテーマとした作文(400字程度)を記入のうえ、窓口、郵送、ファクスまたは電子メールで市民協働推進課(☎☎328、✉shiminkyodo@city.yashio.lg.jp)へ

太陽光発電システムなどの設置費用を補助します

再生可能エネルギーなどの利用促進を図り、地球温暖化防止対策を推進するため、住宅や事業所に補助対象設備を設置する方に対して補助金を交付します。交付には要件があります。詳しくは、市ホームページをご確認ください。

問環境リサイクル課☎☎338

◆補助対象設備および補助金額

住宅用

太陽光発電システム	1件につき3万円(1kW以上10kW未満)
家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)	1件につき1万円
自然冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)	1件につき1万円
蓄電池システム	1件につき5万円
電気自動車等充電設備(V2H)	1件につき5万円
ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器(ハイブリット給湯器)	1件につき1万円

事業者用

太陽光発電システム	1件につき15万円(3.5kW以上)
蓄電池システム	1件につき5万円(4.0kWh以上)

申令和8年3月23日までに、申請用紙(環境リサイクル課または市ホームページで入手)に必要な書類を添えて環境リサイクル課窓口へ(郵送不可)※予算枠に達し次第締め切り
※申請は、工事完了後に受け付けします。

えせ同和行為を排除しましょう

— 埼玉えせ同和行為対策強化月間 —

本市を含む埼玉市町では、毎年4月を「埼玉えせ同和行為対策強化月間」と定め、部落差別に対する正しい理解の妨げとなっている「えせ同和行為」の排除を呼びかけています。

問人権・男女共同参画課☎☎811

「えせ同和行為」とは

部落差別の解消を口実に、個人、企業、行政機関などに対して「図書等物品購入の強要」や「寄附金・賛助金の強要」など、不法・不当な行為や要求をすることです。

このような行為は、要求を受けた人が被害に遭うだけでなく、部落差別に対する誤った認識を植えつけ、新たな偏見や差別意識を生む要因となり、部落差別解消の大きな阻害要因となる許されない行為です。

えせ同和行為は断固拒否しましょう

えせ同和行為の要求に応じる必要はありません。その場しのぎの安易な対応は、かえって相手につけ込まれます。終始、毅然とした態度で断固拒否し、えせ同和行為を排除しましょう。

部落差別に対する正しい理解を深めましょう

部落差別とは、被差別部落に「住んでいる」あるいは「生まれた」ということを理由とした不合理な偏見により、結婚や就職、日常生活などの面で差別を受け、基本的人権が侵害されるという、日本の歴史の中で生み出され、現在もなお存在する我が国固有の重大な人権問題です。埼玉市町では「部落差別の解消の推進に関する法律」や「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」を踏まえ、部落差別に対する正しい理解が図られるよう、人権教育・啓発活動を推進しています。



法務省：えせ同和行為を排除するために